

比企地域の未来を考える政策プロジェクト会議設置要綱

平成27年1月9日設置

(設置)

第1条 人口減少・超少子高齢化に対応し、社会経済の構造的変化に伴い生じる中長期的な行政課題に対応するため、「比企地域の未来を考える政策プロジェクト会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「市町村」とは、次の市町村をいう。

東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

(検討事項)

第3条 会議は、人口減少・超少子高齢化に対応し、社会経済の構造な変化に伴い生じる中長期的な行政課題に対応するため、次の事項について検討し、必要に応じて提言等を行う。

- ① 市町村又は振興センター管内の行政課題
- ② 上記課題に対応するために必要な施策
- ③ その他上記の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第4条 会議は、市町村及び川越比企地域振興センター東松山事務所（以下「振興センター」という。）の各代表者が推薦する当該市町村又は振興センターの職員をもって構成する委員により組織する。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、振興センターが行う。ただし、分科会等を置く場合は、市町村及び振興センターが協議して決定する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この会議の運営上必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月9日から施行する。